平成３０年労第３１２号

主　　文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による療養補償給付及び休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第１　再審査請求の趣旨

主文同旨

第２　事案の概要

１　請求人は、平成○年○月○日、Ａ所在のＢ会社（以下「会社」という。）に雇用され、Ｃ市所在の会社Ｄ支店（以下「Ｄ支店」という。）所属の内装工として業務に従事していた。

２　請求人は、平成○年○月○日、Ｅ所在のＦ会社（以下「元請」という。）が施工する内装工事現場において就労していたところ、午後○時頃倒れ、同日、Ｇ病院に救急搬送され、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

３　本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

４　請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第３　当事者の主張の要旨

１　請求人

（略）

２　原処分庁

（略）

第４　争　　点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第５　審査資料

（略）

第６　理　　由

１　当審査会の事実認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）請求人に発症した疾病について、H医師の平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付け意見書並びにＩ医師の平成○年○月○日付け意見書において、「左被殻内に内因性の脳内出血（左被殻出血）」と記載され、その発症時期は平成○年○月○日と記載されている。当審査会としても、本件疾病の発症経緯等からみて、両医師の意見は妥当であると判断する。

（２）ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成１３年１２月１２日付け基発第１０６３号。以下「認定基準」）という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

（３）請求人は、同人の労働時間が長時間に及ぶものであったと主張しているので、審査会において、一件記録を精査したところ、以下のとおりと認定する。

ア　労働時間の算定方法

請求人の労働時間については、以下の方法により算定する。

（ア）就業時間について

会社は、申立書及び回答書において、各現場での所定就業時間（現場作業の開始時刻から終業時刻まで）については午前８時から午後５時までとし、休憩時間は、正午から午後１時までの１時間と午前１０時及び午後３時からそれぞれ１５分であったと述べている。

この点、請求人の実際の労働時間について、タイムカード等の正確な記録はないものの、出勤簿、業務日報、回答書等により、始業時刻及び終業時刻を特定し得るものと考える。

さらに、会社関係者は、翌日の工事が別の工事現場になる日は、終業時刻後の後片付けに３０分はかかっていたと述べていることから、当該日の

終業時刻は３０分遅いものとする。

なお、休憩時間については、請求人の主張と会社の回答は一致しており、１日１時間３０分あったものとする。

（イ）現場との往復時間について

請求人は、現場において定時に作業を開始するためには、交通渋滞を加味して出勤する必要があるとして、午前５時３０分頃から遅くとも午前７時頃に自宅（Ｊ市）を出て、近くの駐車場から社用車を運転して各現場に赴いたとしている。その際、請求人は、同僚であるＫの自宅（Ｌ市）に立ち寄り同人を同乗させ、また、帰宅に際しても同様にＫを自宅まで送ったとしている。

こうした現場との往復について、Ｋは、要旨、「現場への移動は、社用車を自宅近くの駐車場に置いている人が何人かおり、その人の車に乗っていた。私は車の運転免許を所持しておらず、請求人の自宅から私の自宅まで車で１０分から１５分位だったので、請求人に社用車で送迎してもらい、請求人と同じ現場で働いた。」、「私と請求人が現場で使用する道具等は社用車に積んでいた。各現場で必要な道具や資材を途中でお店に寄って買って行くことも頻繁にあった。いつも社用車は道具や資材でパンパンだった。」と述べている。

この点、Ｍも、要旨、「Ｄ支店が受注した内装の仕事を請求人とＫがペアで行っていた。現場への移動は社用車だったが、Ｋは車の運転免許を所持していなかったので、請求人が運転していた。」、「現場に行く前に材料屋に寄って材料を購入し、現場まで運んでもらうことも週に１、２回あった。Ｄ支店から現場までは車で、Ｊの場合は１時間、Ｎの場合は１時間半以上、Ｏの場合は２時間位かかっていた。ＮとＯの場合は高速を使ってもらっていた。」などと述べている。

会社は、請求人がＫの送迎を行っていたことについて、要旨、「三者話合いのもとで決めた」と回答し、また、請求人に対し、入社時以降、社用車を貸与し、その駐車代として月額〇円を支給していたとしている。

これらの事情に照らすと、会社は、工事現場で使用する機材等を積載した社用車を請求人の自宅近くの駐車場に保管させ、請求人が同車両を運転して現場開始時刻までに現場に赴き、また、現場終了後も同車両を運転し

て戻ることを指示していたものであり、その際に材料の購入等をさせることもあったものと判断し得る。さらに、Kの送迎についても、当事者同士で任意に決めたものとはいえず、請求人が日本語での意思疎通が難しいことから、Kが同行して会社との報告や連絡等を行っていたと認められ、現場との往復は会社の指揮命令の下に行われていたと評価すべきものと思料する。したがって、当該現場までの往復時間は一般的な意味での通勤に要する時間とみなされるものではなく、労働時間として算入されるべきものであると判断する。

以上のことから、請求人に係る社用車運転一覧（以下「社用車運転一覧」という。）を参照し、現場との往復時間を労働時間として算入する。

なお、現場到着から作業開始（現場の始業時刻）までの間については、Kが、要旨、「ほとんど仮眠をとっていた。」と述べていることから、労働時間とは判断しない。

（ウ）出張先との往復時間について

請求人は、ＰやＱ等においても作業を行っており、これら出張先との往復時間についても、労働時間とみなされるべきである旨主張する。

遠方への出張について、Mは、要旨、「請求人の仕事は、遠方が多く、現場がＰやＱの仕事もあった。社用車で移動していたが、請求人がほとんど運転していた。」と述べている。また、Kも、要旨、「Ｐの現場への移動は、請求人ともう１人の従業員が社用車を交代で運転し、現場で使う資材や道具をパンパンになるくらい積んでいた。」、「Ｑの現場への移動も社用車を交代で運転していたが、請求人が中心だった。この時も車は道具や資材でいっぱいだった。」などと述べている。この点、社用車運転一覧の備考欄に「Ｄ支店集合」と記載されていることからみても、一旦作業員が集合し、社用車に乗って出張先に赴いていたものと考えられる。

これらの事情に照らすと、会社は、ＰやＱ等の工事現場に移動する際、主に、請求人に社用車を運転させ、他の作業員を同乗させていたものと判断し得るものであり、作業に要する道具等も積み込んでいたことを勘案すると、もはや出張先への通勤であるとは判断し得ず、会社の指揮命令の下に行われていた労働であるとみなすことが相当であり、出張先との往復時間は労働時間として算入されるべきものであると判断する。

以上のことから、社用車運転一覧に記載された出張先との往復時間（P出張６回：１回当たり１８時間（片道９時間×２）、Q出張１回：３４時間（片道１７時間×２）、R出張１回：６時間３０分（行き３時間＋戻り３時間３０分））も労働時間として算入する。なお、移動中について、そのすべての行程において請求人が運転していたとは認められないものの、Kは運転ができず、主に請求人が運転していたとの同僚の申述には信ぴょう性があることから、当審査会としては、出張先との往復に要した時間（ただし、移動に要する時間に限るものとし、途中での休憩時間等は含まない。）はすべて労働時間とみなすこととする。

イ　上記算定方法により請求人の労働時間を集計したところ、別紙３（略）の労働時間集計表のとおりとなる。

なお、社用車運転一覧では、出張先への出発時刻が記載されておらず特定できないことから、現場終了後に出発した場合は当該現場終了時刻に出発したものとし、それ以外の場合は所定始業時刻（午前８時）に出発したものとして集計した。

（３）労働時間集計表（別紙３）（略）によると、本件疾病発症前おおむね６か月間の時間外労働時間については、次表のとおり、発症前１か月が１３０時間５０分、発症前２か月間ないし６か月間における１か月当たりの平均時間外労働時間は最長で１１０時間１５分、最低でも９５時間４０分であったと認められる。

	時間外労働時間	発症前２か月間ないし６か月間における１か月当たりの平均時間外労働時間
発症前１か月	１３０時間５０分	
発症前２か月	８９時間４０分	１１０時間１５分
発症前３か月	１０４時間３５分	１０８時間２１分
発症前４か月	１０４時間００分	１０７時間１６分
発症前５か月	１１１時間３０分	１０８時間０７分
発症前６か月	３３時間３０分	９５時間４０分

（４）請求人が従事していた業務内容についてみると、重量物を取り扱うなど、か

なり負荷の大きいものであったと推認され、また、業務の完遂までには時間的な制約もあったと考えられる。

（５）また、請求人の健康状態についてみると、請求人には本件疾病のリスク要因となるような既往症及び基礎疾患は認められない。

（６）そうすると、請求人は、本件疾病発症前おおむね６か月間において、発症前１か月間に１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間に１か月当たり８０時間を超える時間外労働を行っていたと認められ、その業務内容も長時間に及ぶこともある現場への運転業務を含め、決して身体への負荷が小さかったものとはいえないものであることから、当審査会としては、請求人の本件疾病は業務による過重な負荷によって発症したものであると判断する。

３　結　　論

以上のとおり、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものと認められることから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。